



健康で豊かな国民生活を保健医療福祉情報システムが支えます

2023年度 保健福祉システム部会業務報告会

介護・障害福祉・国保後期・子育て・ 保健衛生関連の制度改正について

2024年4月26日
福祉システム委員会
委員長 金本 昭彦

目 次

1. 福祉システム委員会 活動報告
2. 介護保険制度改正への取組み
3. 介護事業者連携への取組み
4. 後期高齢者医療制度への取組み
5. 障害者総合支援法改正への取組み
6. 子ども子育て支援施策への取組み
7. 国民健康保険制度改正への取組み
8. 保健衛生分野への取組み
9. 母子保健情報の電子化
10. 介護DX(介護情報基盤)の最新動向

1. 福祉システム委員会 活動報告

福祉システム委員会
(金本委員長)
(副委員長：
今井・川崎・坂崎)

- ①厚生労働省各部局、こども家庭庁、デジタル庁等へのロビー活動
- ②厚生労働省・国保中央会と以下の検討委員会を共同で設置
 - ・「介護保険事務処理システム検討会」へ委員10名派遣
 - ・「障害者総合支援事務処理システム検討会」へ委員8名派遣
 - ・「障害者総合支援審査事務研究会」へ委員派遣
 - ・「国保保険者標準事務処理システム検討会」へオブザーバ3名派遣
 - ・「広域連合標準システム研究会」へオブザーバ3名派遣
- ③当委員会を代表して以下の専門委員会に参画
 - ・デジタル庁の自治体システム標準化に関する「基幹業務システムの統一・標準化推進のための事業者協議会」へオブザーバ派遣
 - ・日本福祉介護情報学会主催のシンポジウムへスピーチ演者派遣
 - ・福祉医療機構の「WAMNET事業推進専門委員会」へ委員派遣 等

介護保険事務処理WG
(田中リーダ)

- ①介護保険制度改正に対する市町村の運用、システムへの影響範囲を精査し、厚生労働省、国保中央会へ提言活動

介護事業者連携WG
(鴻谷リーダ)

- ①「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」を採用したケアプランデータ連携システムを、厚生労働省と国保中央会での構築に関する情報収集活動。

1. 福祉システム委員会 活動報告

後期高齢者WG (岩田リーダ)

- ①全世代対応型の社会保障制度の構築に関する各種法改正への対応
- ②後期高齢者医療広域連合事務処理標準システム機器更改に関する対応

障害者総合支援WG (茶珍リーダ)

- ①障害者総合支援法等の改正に関する市町村の運用、システムへの影響範囲を精査し、厚生労働省、国保中央会へ提言活動

子ども子育て支援WG (河野リーダ)

- ①こども家庭庁へのシステム的な見地からの提言活動
- ②児童手当、児童扶養手当の改正や番号対応に関する情報収集活動

国民健康保険WG (大村リーダ)

- ①システム検討会における検討や提言活動
「国保保険者標準事務処理システム検討会」におけるオブザーバー参画
JAHISのHP（ダウンロードサイト）を活用した、メンバーへの情報共有

保健衛生WG (岩倉リーダ)

- ①コロナワクチン関連の疑義照会および自治体システムに関する技術支援
- ②予防接種のデジタル化に関する情報収集活動
- ③母子保健のデジタル化に関する情報収集活動

2. 介護保険制度改正への取り組み



介護保険制度の見直しを受けた活動を実施

1. 2023年度の活動内容

- 2024年4月の介護制度改正に関して、厚生労働省・国民健康保険中央会とシステム検討会を通して、市町村事務運用及びシステムへの影響について専門的な立場から提言活動を実施。また関連する事務連絡の情報収集を実施し、事務連絡や通知等のWGメンバへの情報展開を行った。

2. 2024年度の活動予定

- 引き続き、介護保険制度改正、介護DX（介護情報基盤）への対応、データ標準レイアウト改版など、最新情報や動向を収集し、WGメンバと情報共有を行う。
- 厚生労働省、国民健康保険中央会と介護保険事務処理システム検討会等で連携を図りながら、システムベンダの立場から専門的な提言を積極的に行う。

2. 介護保険制度改正への取り組み

● 介護保険事務処理システム検討会

主催者：国保中央会

各システムの標準化の支援

- ・事務処理コンサルタント担当
 - ・市町村システム担当
 - ・都道府県システム担当
 - ・事業所システム担当
 - ・サービスコード担当
- 各2名ずつ 合計10名選出

支援



JAHIS 代表

厚生労働省



マネジメント



国保中央会

法改正の概要説明・全体統括

- ・見直し改正の論点の説明
- ・当会議で決定した内容を全国へ情報展開（事務連絡で発出）
- ・全体統括マネジメント作業

国保連合会システム担当

- ・全国の国保連合会支援
- ・支払等システム
- ・報酬マスタ関連 等

第9期における主な案件は以下の通りとなります。

No	主な案件
1	<u>一号保険料負担の在り方の見直し</u>
2	<u>介護報酬改定</u>
	<u>基準費用額(居住費)の見直し（2024年8月施行）</u>
	<u>多床室の室料負担の見直し（2025年8月施行）</u>
3	介護療養型医療施設に係る介護保険法等の有効期限(2024年3月31日迄)
4	地域包括支援センターに係る改正 (居宅介護支援事業所に介護予防の指定対象が拡大)
5	総合事業における継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化

1 一号保険料負担の在り方の見直し

第1号保険料に関する見直しの**成案**が示され、第9期計画期間における標準段階等が決められました。

①制度内での所得再配分機能の強化

→ 標準段階の多段階化(9⇒13)
+ 高所得者の標準乗率の引上げ

②最終乗率の引下げ

→ 低所得者の標準乗率の引下げ

③介護に係る社会保障の充実等

→ 公費による低所得者負担軽減継続

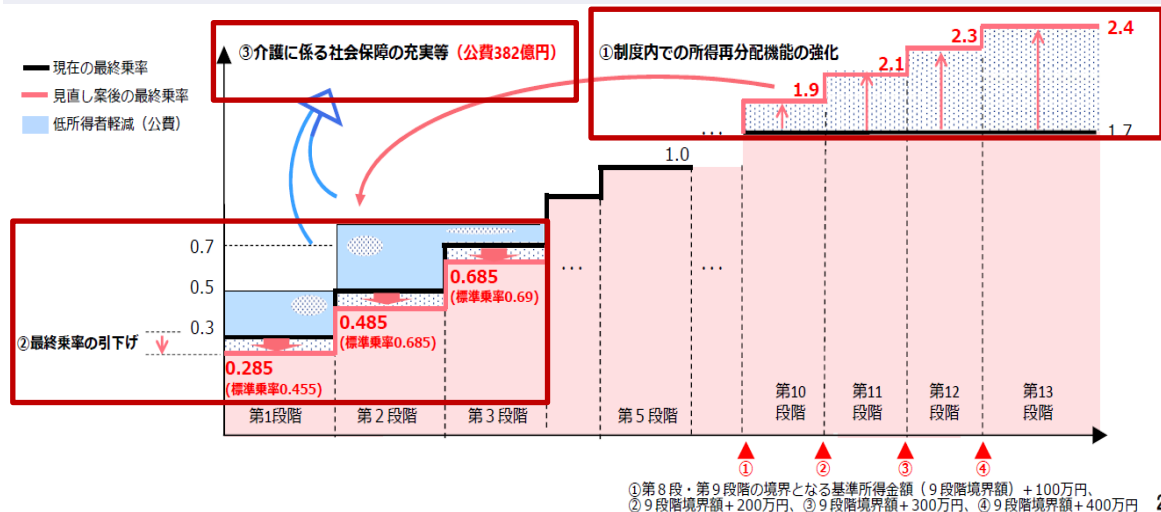
第1号保険料に関する見直しの成案(標準9段階から標準13段階への見直し)

- 介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、**今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再配分機能を強化する**(標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等)ことで、**低所得者の保険料上昇の抑制を図る**。
 - ・ 高所得者に係る標準段階の段階数・乗率について、既に9段階を超える多段階の保険料設定を行っている保険者の平均を勘案して設定。
 - ・ 低所得者の最終乗率(低所得者が実際に負担する乗率)について、第7期から第8期にかけての保険料の伸びなどを勘案して設定。
- ※ 介護保険制度においては、調整交付金によって、保険者ごとの所得分布状況に係る調整を行っているところ、この所得調整機能を強化するため、標準9段階を用いている現行の調整方法についても、保険料設定方法の見直しに併せて、標準13段階を用いた調整方法に改める。

- 保険料の多段階化によって制度内での対応が強まることを踏まえ、低所得者の負担軽減に活用されている公費の一部(※)について、現場の従事者の処遇改善をはじめとする介護に係る社会保障の充実に活用する。
- ※ **公費約382億円(国費約191億円、地方約191億円)**

(参考) 全世代型社会保障構築会議報告書(令和4年12月16日全世代型社会保障構築会議)

「全世代型社会保障」は、年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、(中略)必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものである。



(参考) 2023年12月22日「介護保険部会」資料

2 介護報酬改定

令和6年度介護報酬改定の概要は以下のように示されています。

令和6年度介護報酬改定の概要

- 人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬改定を実施。

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

- ・ 質の高い公正中立なケアマネジメント
- ・ 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組
- ・ 医療と介護の連携の推進
 - 在宅における医療ニーズへの対応強化
 - 在宅における医療・介護の連携強化
 - 高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化
 - 高齢者施設等と医療機関の連携強化
- ・ 看取りへの対応強化
- ・ 感染症や災害への対応力向上
- ・ 高齢者虐待防止の推進
- ・ 認知症の対応力向上
- ・ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

- 高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進

- ・ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
- ・ 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- ・ LIFEを活用した質の高い介護

4. 制度の安定性・持続可能性の確保

- 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築
- ・ 評価の適正化・重点化
- ・ 報酬の整理・簡素化

3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

- 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

- ・ 介護職員の処遇改善
- ・ 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- ・ 効率的なサービス提供の推進

5. その他

- ・ 「書面揭示」規制の見直し
- ・ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化
- ・ 基準費用額（居住費）の見直し
- ・ 地域区分

(参考) 2024年3月8日「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」資料

2 介護報酬改定(基準費用額(居住費)の見直し)

在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査における光熱水費の状況等を総合的に勘案し、**施設系サービスの基準費用額(居住費)を60円/日引き上げる(2024年8月施行)**こととされています。

補足給付(低所得者の食費・居住費の負担軽減)の仕組み

令和6年8月～

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額(基準費用額)と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護(予防)サービス費として給付。

負担軽減の対象となる低所得者

利用者負担段階	主な対象者	※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
		預貯金額(夫婦の場合) (※)
第1段階	・生活保護受給者	要件なし
	・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者	1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額(※) + 合計所得金額が80万円以下 650万円(1,650万円)以下
第3段階①		年金収入金額(※) + 合計所得金額が80万円超～120万円以下 550万円(1,550万円)以下
第3段階②		年金収入金額(※) + 合計所得金額が120万円超 500万円(1,500万円)以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者	

令和6年(2024年)8月より、基準費用額(居住費)について、一律、60円/日引き上げることが示されております

		基準費用額 (日額(月額))	負担限度額(日額(月額)) ※短期入所生活介護等(日額) 【はショートステイの場合】			
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費		1,445円(4.4万円)	300円(0.9万円) 【300円】	390円(1.2万円) 【600円(1.8万円)】	650円(2.0万円) 【1,000円(3.0万円)】	1,360円(4.1万円) 【1,300円(4.0万円)】
居住費	多床室					
	特養等	915円(2.8万円)	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)
	老健・医療院等	437円(1.3万円)	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)
	従来型個室					
	特養等	1,231円(3.7万円)	380円(1.2万円)	480円(1.5万円)	880円(2.7万円)	880円(2.7万円)
	老健・医療院等	1,728円(5.3万円)	550円(1.7万円)	550円(1.7万円)	1,370円(4.2万円)	1,370円(4.2万円)
ユニット型個室的多床室		1,728円(5.3万円)	550円(1.7万円)	550円(1.7万円)	1,370円(4.2万円)	1,370円(4.2万円)
ユニット型個室		2,066円(6.3万円)	880円(2.6万円)	880円(2.6万円)	1,370円(4.2万円)	1,370円(4.2万円)

(参考) 2024年1月22日「介護給付費分科会」資料

2 介護報酬改定（多床室の室料負担の見直し）

「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設並びに「Ⅱ型」の介護医療院の多床室（8㎡/人以上に限る。）について、新たに室料負担（月額8千円相当）を導入することが示されています。**（令和7年（2025年）8月施行）**

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和7年8月～）

○ 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。

○ 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

利用者負担段階		主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
				預貯金額（夫婦の場合）（※）
第1段階		・生活保護受給者		要件なし
		・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
第2段階		・世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①			年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②			年金収入金額（※）＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
第4段階		・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

		基準費用額 （日額（月額））	負担限度額（日額（月額））※短期入所生活介護等（日額）【】はショートステイの場合			
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費		1,445円（4.4万円）	300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	650円（2.0万円） 【1,000円（3.0万円）】	1,360円（4.1万円） 【1,300円（4.0万円）】
居住費	多床室	特養等	915円（2.8万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院 （室料を徴収する場合）	697円（2.1万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院等 （室料を徴収しない場合）	437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	従来型個室	特養等	1,231円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）
		老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室の多床室		1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）
		ユニット型個室	2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）

令和7年(2025年)8月より、多床室の「老健・医療院等」について、室料を徴収する場合と徴収しない場合で、基準費用額が変更となることが示されております。

（参考）2024年1月22日「介護給付費分科会」資料

3. 介護事業者連携への取組み



今後の活動指針について(1/2)

1. 厚生労働省と国保中央会との連携

居宅介護の事業所間における「サービス事業者間のインターフェース（第1,2,3,6,7表）のケアプランデータ連携の」標準化が実施され、データ連携基盤のシステムが2023年度から稼働した。

2024年2月に国保中央会による「介護ソフト」の改修リリースが行われたが、API資材などの公開はこれからとなる。

→本年4月以降に、「介護ソフト」の送信APIの資材等が公開され、各ベンダーは接続開発並びにAPI連携試験を実施する。これらにおいて介護現場のICT活用に関する問題点を洗い出し、厚生労働省へ業務効率化に向けた提言を引き続き実施する。

2. 医療介護連携WGとの連携

地域支援システム委員会の医療介護連携WGにおいて、「介護事業所におけるICTを通じた情報連携に関する調査研究」の中で、医療介護連携の標準化を検討しており、「入院時状況提供書」「退院対処情報記録書」「訪問看護記録書」などの書式標準化を検討している。また、地域包括ケアのもと厚労省により医療介護の一体的改革も歌分けているため、今後も医療介護連携WG、医事コンピュータ部会の介護システム委員会のケアプラン連携WGとの連携を推進していく。

3. 介護事業者連携への取組み

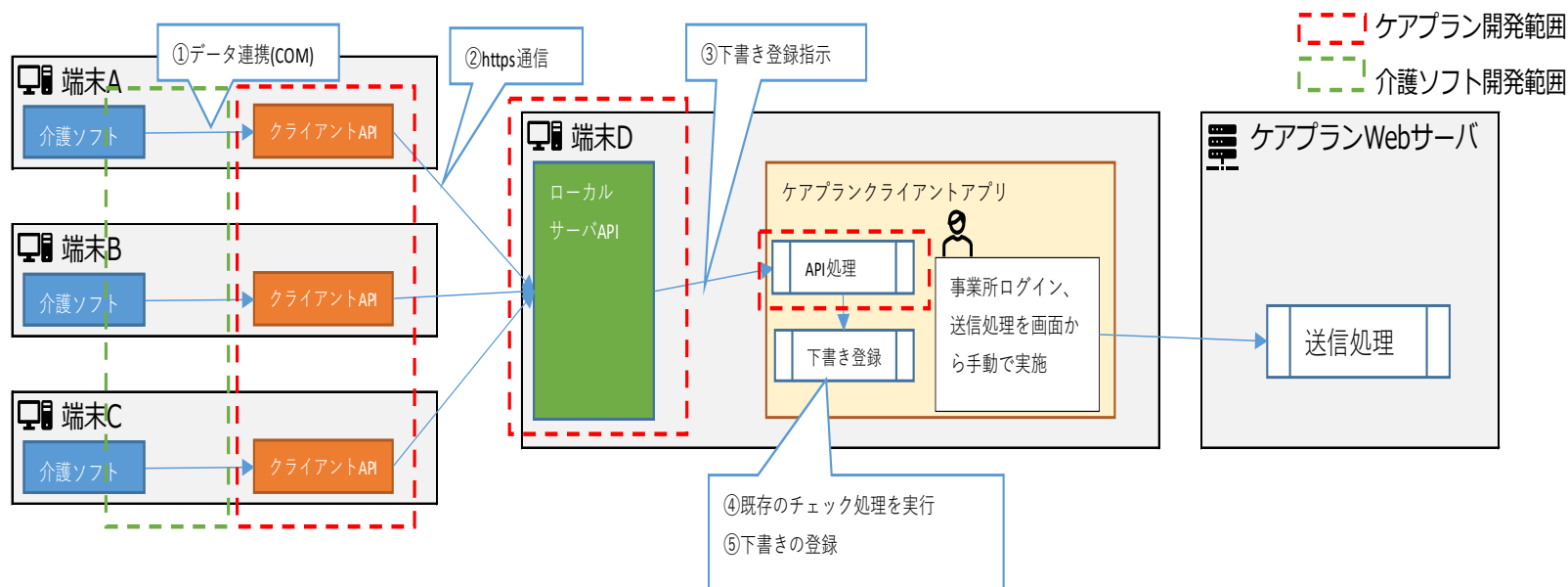


今後の活動指針について(2/2)

3. 標準化から、データ基盤構築の実現へ

2023年8月に公開された、連携の実現イメージ（国保中央会資料2023.8.）

実現方法（概要イメージ）



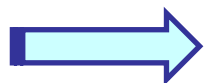
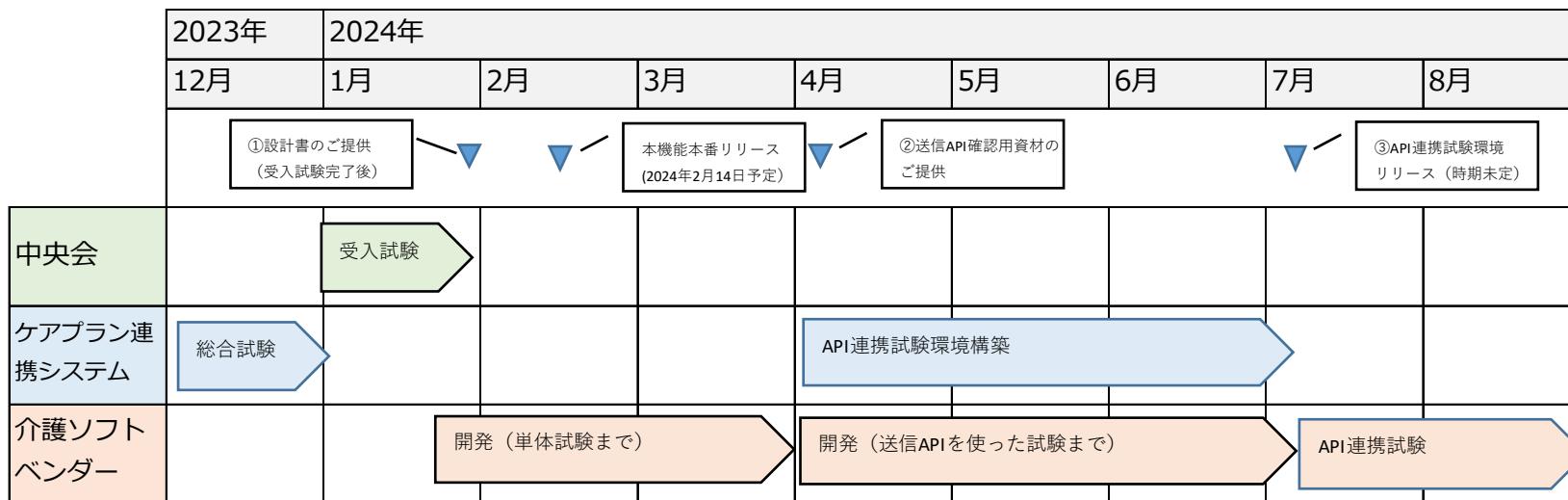
3. 介護事業者連携への取組み



今後の活動指針について(2/2)

3. 標準化から、データ基盤構築の安定連携へ

2024年度より本稼働連携開始される



今後さらに必要なインタフェースの標準化を確認

4. 後期高齢者医療制度への取り組み



法改正等に関する活動

1. 活動概要

- ① 全世代対応型の社会保障制度の構築に関する各種法改正への対応
→市町村-広域連合間インタフェースへの影響、帳票レイアウトに関する影響などに関する助言等を実施した(継続中)。
- ② 後期高齢者医療広域連合事務処理標準システム機器更改に関する対応
→アプリケーションのCI/CD等を含めた機器更改に関するマニュアル等への提言、助言等を実施した。
- ③ 自治体システム標準化に関する後期高齢者医療広域連合事務処理標準システムへの影響
→自治体システム標準化により、日本語文字コードのほか、宛名番号、世帯番号のチェックデジットが標準化前後で異なることによる影響などについて、提言助言を行った(継続中)。

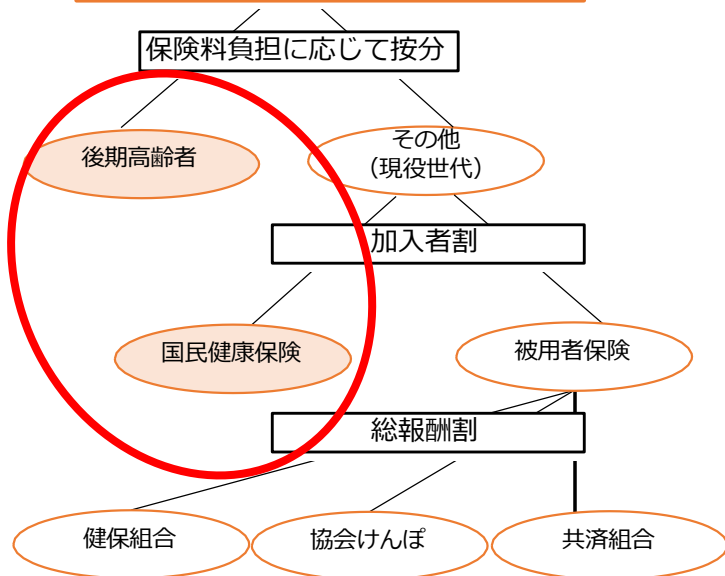
以上のような事項に関して、リーダー・サブリーダーを中心に、厚生労働省・国民健康保険中央会に対して、システム仕様等の整理や助言等を行った。また、これらの情報や厚生労働省が発出した事務連絡の共有、システム仕様の調整に関する予備調査をメール等でWGメンバに対して共有を行った。

令和8年度からの「こども・子育て支援金」の徴収について

支援納付金の徴収

- 各年度における支援納付金の総額は、充当事業の所要額の変動に対応するため、毎年末の予算編成過程において、その見込み額を基に、こども家庭庁が支援金を拠出する立場にある関係者等の意見を聴取しつつ、その年度までに生じた実質的な社会保険負担軽減の効果の範囲内で決定。
- 支援納付金総額に対する医療保険者間での費用負担の分担については、以下のとおり。
 - 後期高齢者医療制度とその他の医療保険制度：後期高齢者と現役世代の医療保険料負担に応じて按分（現行の出産育児支援金における按分と同様）
 - 被用者保険と国民健康保険制度：加入者数に応じて按分（現行の介護納付金、後期高齢者支援金における按分と同様）
 - 被用者保険間：総報酬に応じて按分（現行の介護納付金、後期高齢者支援金における按分と同様）
- ※ 支援納付金の医療保険者からの徴収に係る事務については、介護納付金の事務を参考としつつ、国の事務は社会保険診療報酬支払基金において実施する。

こども・子育て支援納付金（総額）



① 後期高齢者と現役世代の被保険者

後期高齢者と現役世代の被保険者については、稼得能力に差があるため、支払能力に応じて分かち合うという考え方から、医療保険料負担に応じて按分

※ 後期高齢者医療が現役世代への給付を支援する出産育児支援金制度における按分と同様

② 国民健康保険と被用者保険

国民健康保険と被用者保険については、所得捕捉に違いがあることも踏まえ、一人当たりで公平に分かち合うという考え方から、加入者数で按分

※ 介護納付金等における按分と同様

③ 被用者保険者間

被用者保険間については、それぞれの所得の多寡を考慮し、支払能力に応じて分かち合うという考え方から、総報酬で按分

※ 介護納付金等における按分と同様

令和10年度からの「医療制度における金融所得資産の負担への反映」について

Ⅱ 今後の取組 2 . 医療・介護制度等の改革

＜②「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組＞

(能力に応じた全世代の支え合い)

◆ 医療・介護保険における金融所得の勘案

- ・ 国民健康保険制度、後期高齢者医療制度及び介護保険制度における負担への金融所得の反映の在り方について、税制における確定申告の有無による保険料負担の不公平な取扱いを是正するため、どのように金融所得の情報を把握するかなどの課題も踏まえつつ、検討を行う。

◆ 医療・介護保険における金融資産等の取扱い

- ・ 預貯金口座へのマイナンバー付番の状況等を踏まえつつ、資産運用立国に向けた取組や国民の安定的な金融資産形成の促進などにも配慮しながら、医療・介護保険における負担への金融資産等の保有状況の反映の在り方について検討を行う。介護保険の補足給付の仕組みがあるところ、医療保険では、保険給付と補足給付の仕組みの差異や、加入者数が多く保険者等の事務負担をどう考えるかといった指摘があることも踏まえ、検討を行う。

◆ 医療・介護の3割負担（「現役並み所得」）の適切な判断基準設定等

- ・ 年齢に関わりなく、能力に応じて支え合うという観点から、医療における「現役並み所得」の判断基準の見直し等について、検討を行う。「現役並み所得」の判断基準や基準額の見直しに当たっては、現役世代の負担が増加することや、2022年10月に施行された後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直し（一定以上所得のある者への2割負担の導入）の施行の状況等に留意する。

4. 後期高齢者医療制度への取り組み

2. 今後の取り組み

- ① 全世代対応型の社会保障制度の構築に関する各種法改正への対応
→「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」による「高齢者の医療の確保に関する法律」の改正(子ども・子育て支援金の徴収、資産の保有状況に応じた負担を求めること)について、広域連合標準システムと市町村支援システムに関する影響・システム変更についての提言、助言など
 - ② 後期高齢者医療広域連合事務処理標準システム機器更改に関する対応
→引き続き、アプリケーションのCI/CD等を含めた機器更改に関するマニュアル等への提言、助言など
 - ③ 自治体システム標準化に関する後期高齢者医療広域連合事務処理標準システムへの影響
→引き続き、自治体システム標準化における機能標準化基準、共通標準化基準が広域連合事務処理標準システムへ与える影響等についての提言、助言など
- 以上のような事項に関して、リーダー・サブリーダーを中心に、厚生労働省・国民健康保険中央会に対して、システム仕様等の整理や助言等を行う。また、これらの情報や厚生労働省が発出した事務連絡の共有、システム仕様の調整に関する情報等をメール等でWGメンバに対して共有を行う。



その他に関する活動

1. 活動概要

デジタル庁がすすめる窓口DXSaaS、公共サービスメッシュといったような、後期高齢者医療広域連合事務処理標準システムが関係する施策についても、市町村を含む後期高齢者医療全体に関するシステムの全体最適の観点から、助言等をリーダー・サブリーダーの幹部を中心に、厚生労働省・国民健康保険中央会に対して継続的に実施し、それらに関する情報等をメール等でWGメンバに対して共有を行う。

5. 障害者総合支援法改正に対する取組み



障害者総合支援法の改正に関する活動を実施

1. 2023年度の活動内容

2024年度4月の障害福祉サービス等報酬改定に関して、厚生労働省・国民健康保険中央会とシステム検討会を通して、市町村事務運用及びシステムへの影響について専門的な立場から提言活動を実施。また、障害者総合支援法に関連する事務連絡の情報収集を実施し、事務連絡や通知等のWGメンバへの情報展開を行った。

2. 今後の取組み予定

令和6年度報酬改定の6月施行分も含めた詳細な仕様等の動向、および今後予定される様々な障害者福祉制度にからむ最新情報や動向を収集し、WGメンバと情報共有を行う。また、厚生労働省、国民健康保険中央会とシステム検討会等で連携を図りながら、システムベンダの立場から専門的な提言を積極的に行う。

5. 障害者総合支援法改正に対する取組み

障害者総合支援事務処理システム検討会 (略称: 障害者システム検討会)

主催者：国保中央会

各システムの標準化の支援

- ・事務処理コンサルタント担当
 - ・市町村システム担当
 - ・都道府県システム担当
 - ・事業所システム担当
- 各2名ずつ 合計8名選出

支援

JAHIS 代表

厚生労働省

マネジメント

国保中央会

法改正の概要説明・全体統括

- ・総合支援法の見直し改正の論点の説明
- ・当会議で決定した内容を全国へ情報展開
(事務連絡で発出)
- ・全体統括マネジメント作業

国保連合会システム担当

- ・全国の国保連合会支援
- ・支払等システム
- ・報酬マスタ関連
- ・請求簡易入力 等

5. 障害者総合支援法改正に対する取組み



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定 検討スケジュール

令和6年障害福祉サービス等報酬改定については、2023年5月より検討チームで検討が開始、2月上旬に改正案がとりまとめられ、各システムベンダーでの仕様変更内容として対応を開始。

令和5年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月	4月
	・令和6年度報酬改定の検討開始		・関係団体ヒアリング	・関係団体ヒアリングの意見まとめ、論点整理	・各サービスの報酬等の在り方について検討		・サービス横断的な報酬等の在り方について検討	・報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ 令和6年度政府予算編成		・障害福祉サービス等報酬改定案のとりまとめ	・関係告示の改正、通知等の発出	・改定後の障害福祉サービス等報酬の適用

※「令和5年5月22日 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（第28回）」資料より引用

5. 障害者総合支援法改正に対する取組み



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る法律案の概要

令和6年度4月1日施行に向け、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案が提出された。（以下は改正内容項目、各改正案の内容は3ページ後を参照）

No	横断的な改正内容
1	福祉・介護職員等処遇改善加算について
2	地域生活支援拠点等の機能の充実
3	拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価
4	強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実
5	障害者の意思決定支援の推進するための方策
6	障害者虐待の防止・権利擁護
7	障害福祉現場の業務効率化
8	業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化
9	障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上
10	情報公表未報告の事業所への対応
11	地域区分の見直し
12	補足給付の基準費用額の見直し

※「令和6年2月6日 障害者福祉サービス等報酬改定検討チーム（第45回）」資料より引用

5. 障害者総合支援法改正に対する取組み



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る法律案の概要

前ページより、各サービスにおける改正内容。

No	各サービスにおける改正内容
13	障害の重度化や障害者の高齢化など、訪問系サービスにおける地域のニーズへの対応
14	重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実
15	生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し
16	医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等
17	障害者支援施設における地域移行を推進するための取組
18	グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実
19	共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し
20	自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援の充実
21	地域における自立した生活を送るための機能訓練・生活訓練の充実等
22	就労移行支援事業の安定的な事業実施
23	就労継続支援 A 型の生産活動収支の改善と効果的な取組の評価
24	就労継続支援 B 型の工賃向上と効果的な取組の評価

※「令和6年2月6日 障害者福祉サービス等報酬改定検討チーム（第45回）」資料より引用

5. 障害者総合支援法改正に対する取組み



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る法律案の概要

前ページより、各サービスにおける改正内容。

No	各サービスにおける改正内容
25	就労定着支援の充実
26	新たに創設される就労選択支援の円滑な実施
27	相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策
28	児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実
29	質の高い発達支援の提供の推進
30	支援ニーズの高い児への支援の充実
31	家族支援の充実
32	インクルージョンの推進
33	障害児入所施設における支援の充実

※「令和6年2月6日 障害者福祉サービス等報酬改定検討チーム（第45回）」資料より引用

6. 子ども子育て支援施策への取り組み



こども家庭庁、厚生労働省などへの提言活動・情報収集

1. 活動概要

子ども子育ては制度施行後は、リーダー・サブリーダーの2名にて、内閣府・厚労省へ提言、情報収集活動を行ってきた。2023年度は異次元の少子化対策として打ち出された、こども家庭庁へ児童手当、児童扶養手当、子ども子育ての制度改正に係る情報収集、提言を行った他、自治体システムの標準化に関して、仕様案へのベンダー意見照会を所管府省から依頼を受けるケースがあり、WGメンバーへの情報共有を行うことで、事業の円滑な推進に寄与した。

2. 今後の取り組み

2024年度は、異次元の少子化対策関連の制度改正と並行して、自治体システムの標準化に関して、児童手当・児童扶養手当、子ども子育て支援の仕様が確定し、各ベンダーで標準仕様に準拠したパッケージの開発・適用が本格化していくと思われる。それぞれ関係府省と連携しながら制度改正と標準化のフィージビリティを確保し、その効果を最大化すべくJAHISとして情報収集と共有を行う。

特に児童手当の制度改正については、番号連携のインタフェースの改版を伴うことから、同対応に関して、子ども家庭庁との連携を継続する。

■ 児童手当制度改正の概要

- ①所得制限の完全な撤廃
- ②支給期間の高校生年代までの延長
- ③第3子以降の加算を3万円に倍増
- ④支給回数を年3回から年6回に倍増 等

2023年10月19日 事務連絡

令和6年度の児童手当の見直しに向けた事務体制の準備について（依頼）

- ・児童手当の見直しに係るシステム改修に向けた対応への着手の検討
- ・児童手当システムの標準化に係る対応よりも、今般の見直しに係る対応を優先いただく等のためのベンダとの連携

2023年11月7日 事務連絡

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえた

令和6年度の児童手当の見直しに向けた事務体制の準備について（依頼）

- ・児童手当の抜本的拡充(2024年10月施行予定)について支払月を年3回から隔月の年6回とする制度改正実施
- ・初回支給を2025年2月から2024年12月に前倒すことが2023年11月2日の閣議で決定

■ 想定されるスケジュール

	2024年度						2025年度		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	 10月施行予定		支払		支払		支払		支払 ▲現況届

7. 国民健康保険 制度改正への取組み

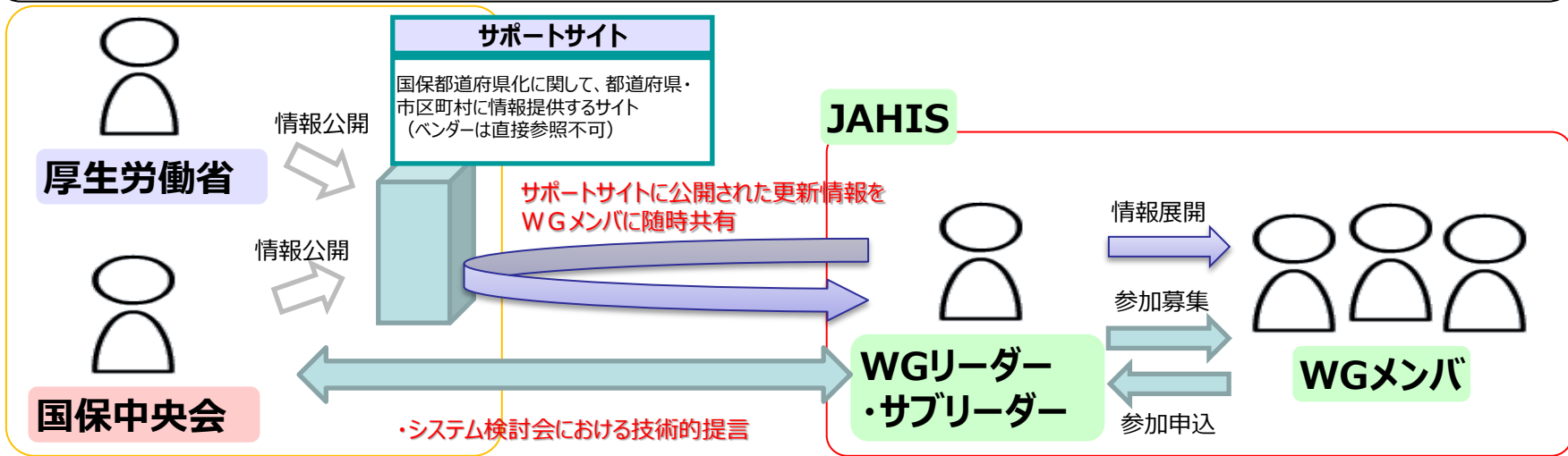


システム検討会における検討や提言活動

1. 活動概要

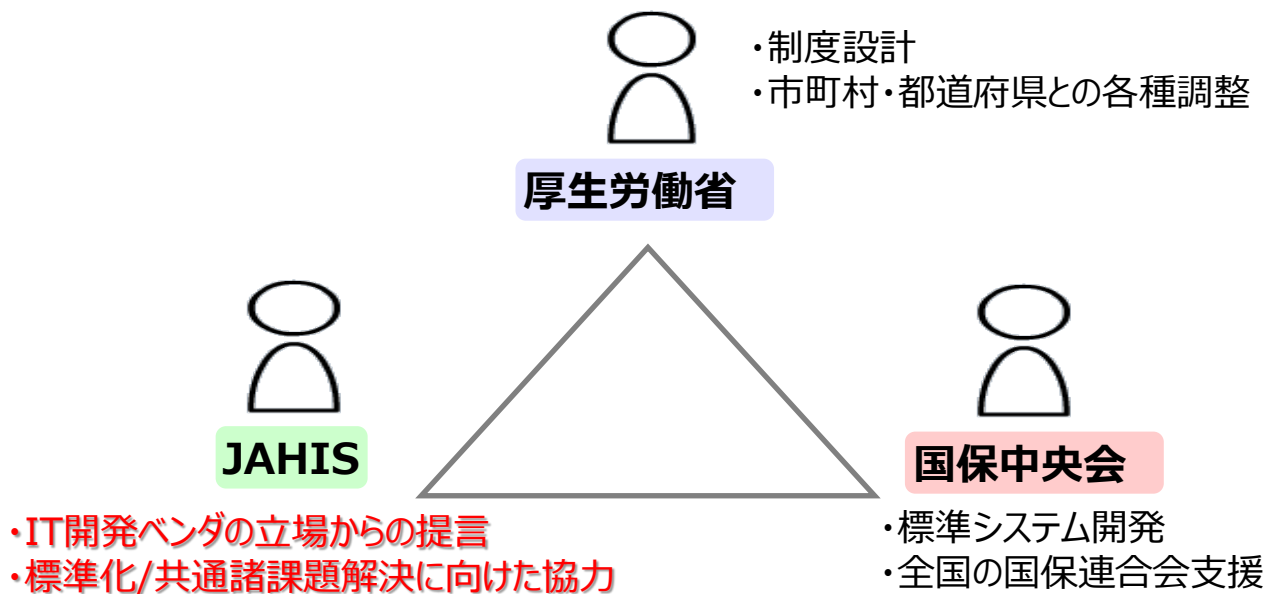
2018年4月に国民健康保険の都道府県化が施行されたが、施行前から開催されていた「国保保険者標準事務処理システム検討会」（非公開）が施行後も継続して開催されており、WGリーダーとサブリーダーの計3名がオブザーバーとして引き続き招聘された。コロナ禍により書面開催が中心となったが、システムベンダーとして情報集約システムへの機能強化に関する提言や、市町村事務処理標準システムの機能強化・保険証とマイナンバーカード一体化の対応に関して専門的立場での提言活動を行った。

また、厚生労働省（国民健康保険中央会）が市町村向けサポートサイトに公開している情報や、保険証とマイナンバーカード一体化に関する厚労省から事業者への情報提供について、WGメンバーにML（メーリングリスト）を通じて広報し、情報入手を公開と同時に実施できるように対応している。



2. 今後の取組み

保険証とマイナンバーカード一体化の対応、異次元の少子化対策に伴う支援金対応についてタイムリーな対応を進めていく必要がある。厚生労働省・国民健康保険中央会と連携を図りながら、IT面での提言を行っていく。さらに、市町村事務処理標準システムにおいて標準仕様の取り込みを実施しているところであり、その設計仕様についてもオブザーバーとして専門的見地から提言を進めていく。



8. 保健衛生分野への取組



予防接種における改正対応

1. ワクチン関連の技術支援

ワクチンの定期接種化に向けた議論において技術支援を実施した。

ワクチン種	9 価HPVワクチン	5種混合ワクチン	新型コロナワクチン
改正時期	令和 5 年 4 月	令和 6 年 4 月	令和 6 年 4 月
従来	2 価あるいは 4 価	百日せき、破傷風、ジフテリア、ポリオ	特例臨時接種
変更	9 価ワクチンが追加	Hib感染症が追加	特例臨時接種が終了
対象者	9 歳以上15歳未満の女性	生後2か月から7歳半まで	65歳以上の高齢者等の重症化リスクの高い者
接種回数	2 回	4回	年 1 回

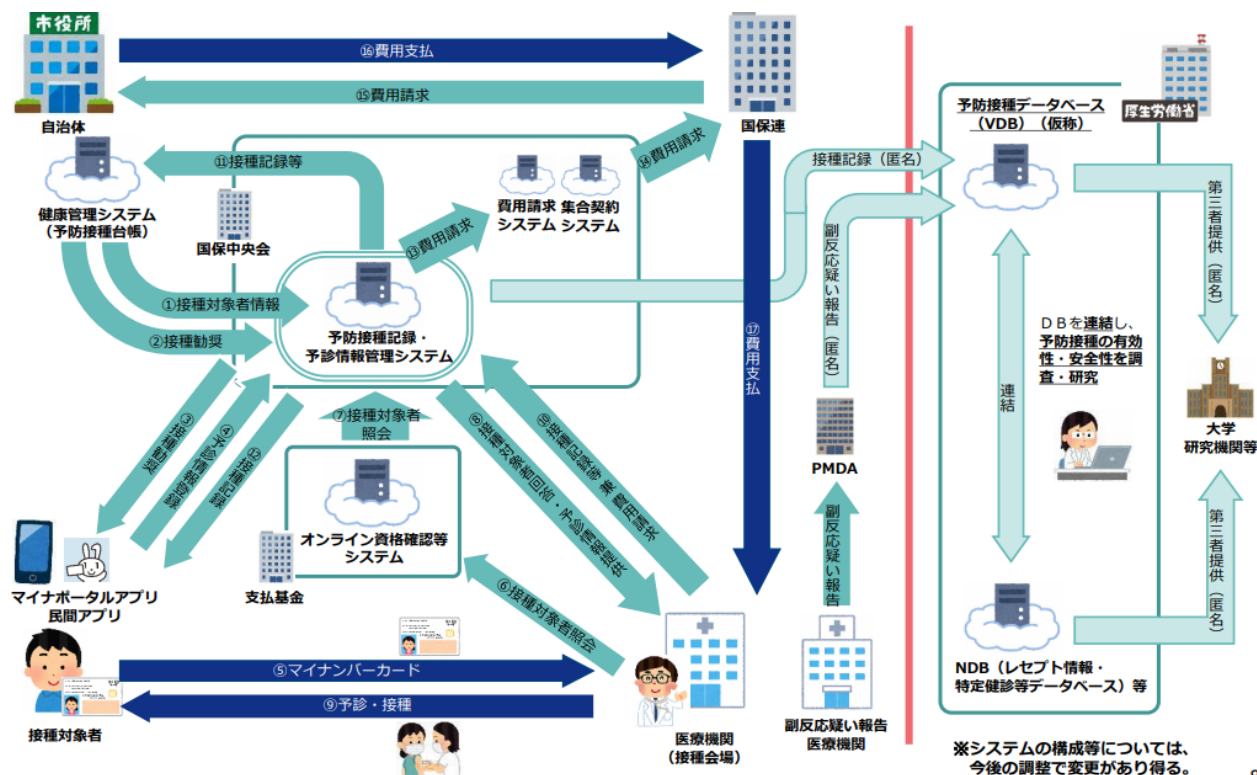
8. 保健衛生分野への取組



予防接種事務のデジタル化

1. 予防接種実施事務の効率化

- ・医療機関が個人番号カードを用いたオンライン対象者確認を実施するなど、予防接種事務をデジタル化。
- ・オンライン費用請求により、自治体の接種記録の管理、自治体及び医療機関の費用請求・支払事務を効率化。



8

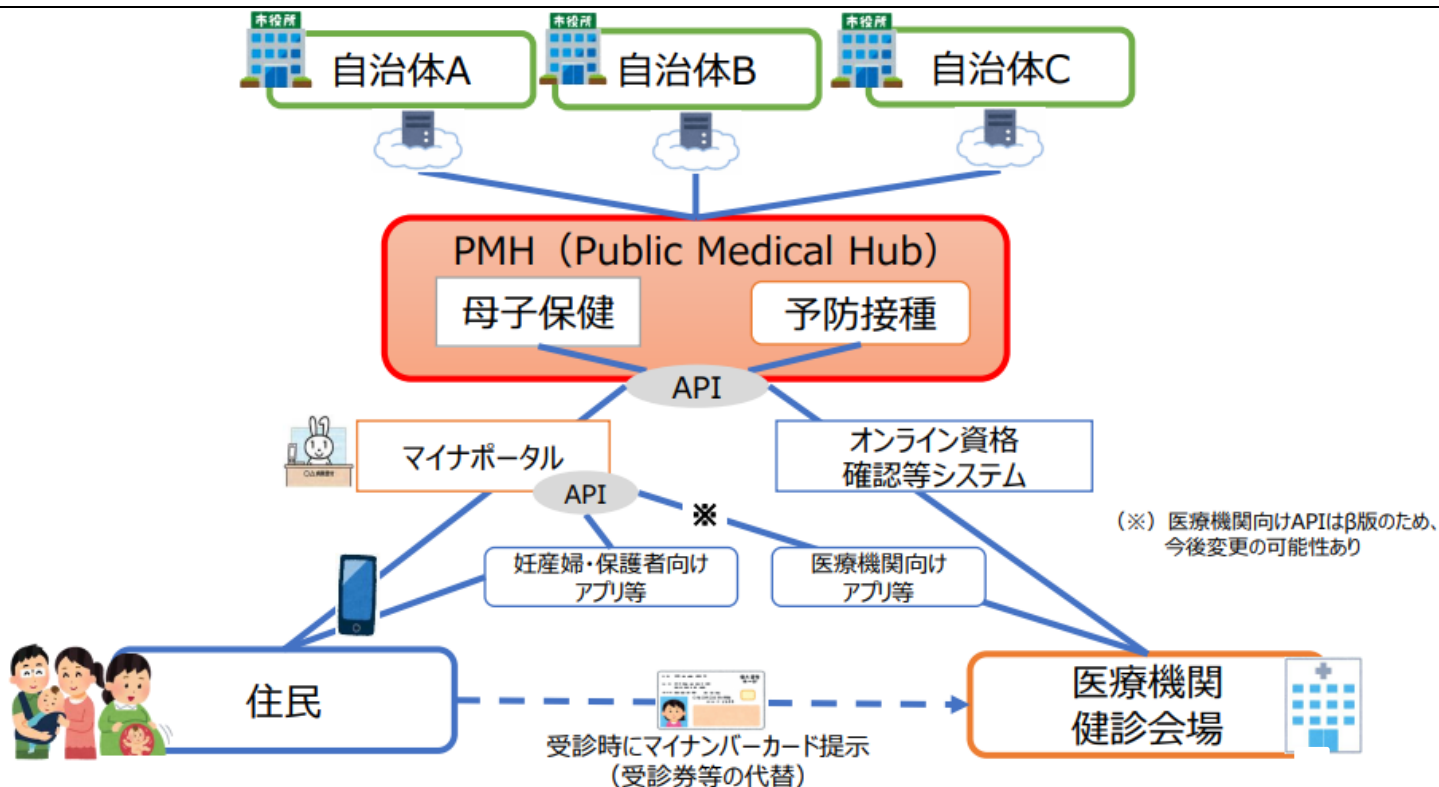
9. 母子保健情報の電子化



母子保健情報等の情報連携基盤(PMH)を活用した情報連携

1. 母子保健および予防接種のPMHによる情報連携

マイナンバーカードを活用した母子健康手帳のデジタル化を推進する観点から、マイナポータルで閲覧できる母子保健情報を拡充。



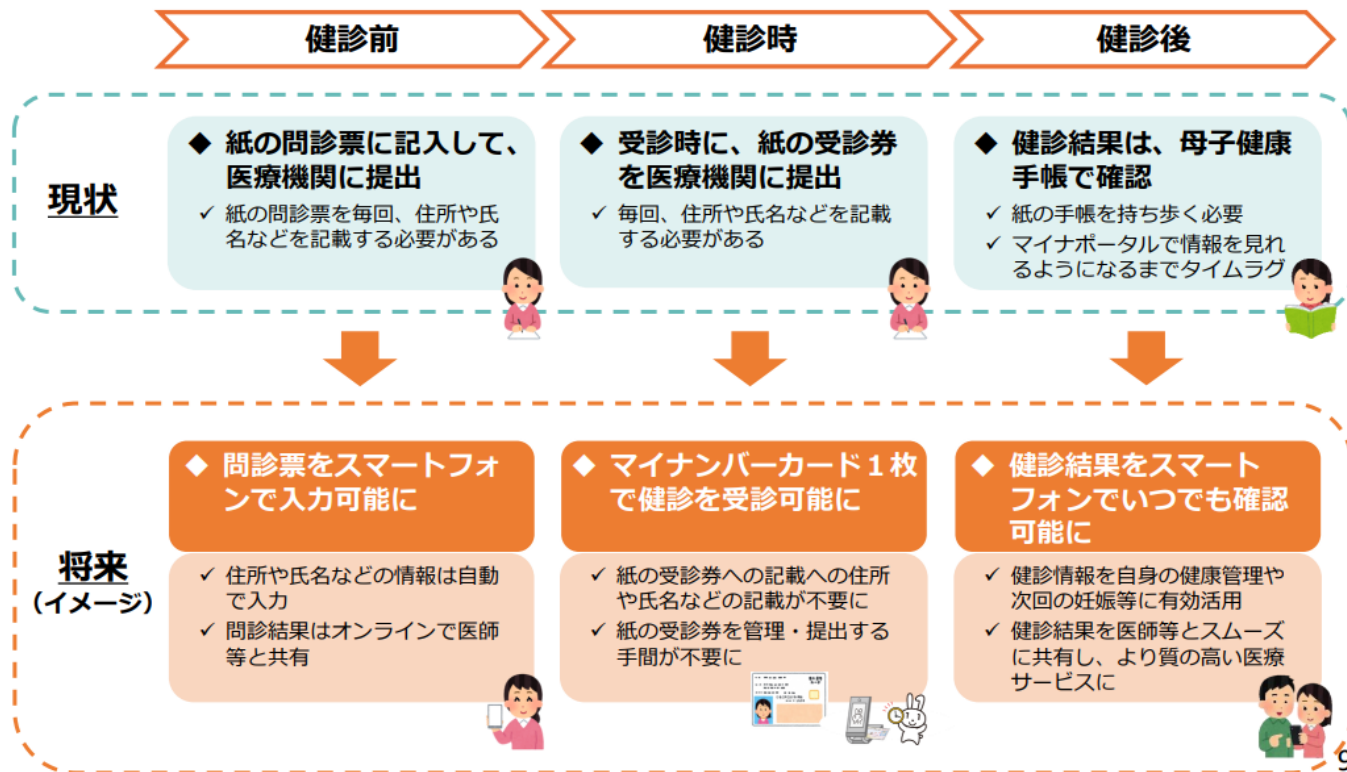
9. 母子保健情報の電子化



母子保健のデジタル化

1. 情報の電子化の課題に向けた取り組み

母子保健情報において、多くの市町村で電子化されているが登録までには数ヶ月かかっているため、デジタル化の課題等を検証した上で全国展開に向けた検討を行う検証事業が実施される。



9

9. 母子保健情報の電子化



母子保健デジタル化地域実証事業

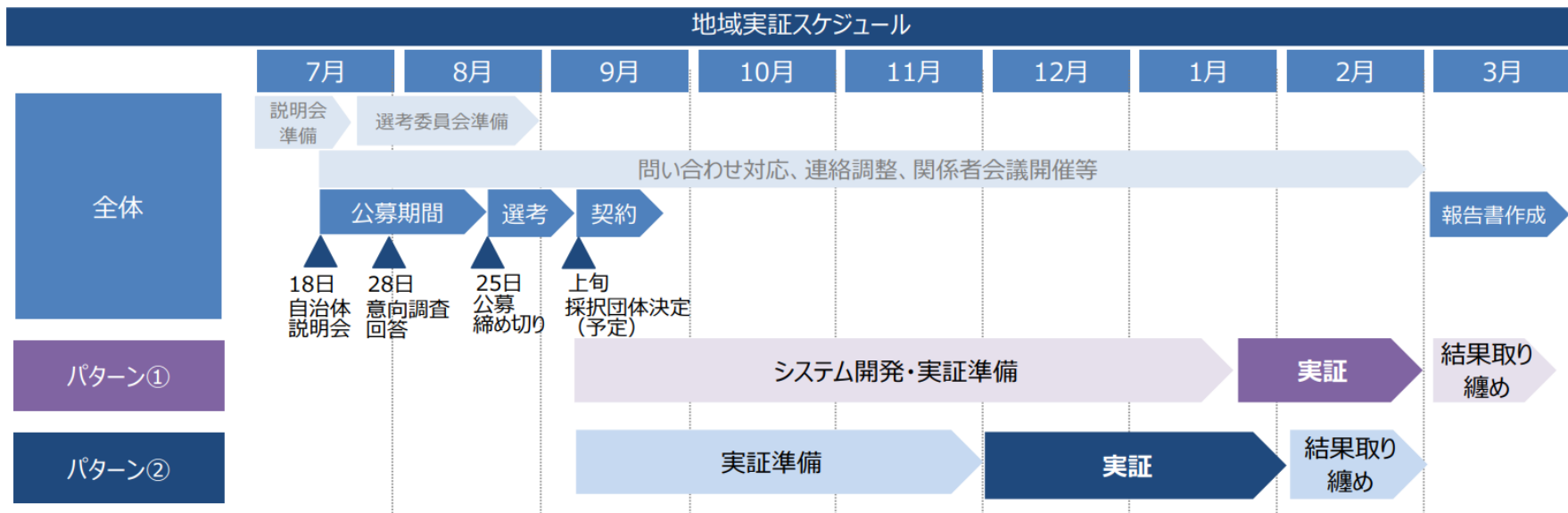
1. 医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日 医療DX推進本部決定）

母子保健に関して、乳幼児健診や妊婦健診情報等の共有について、希望する自治体において事業を開始し、これらの取組を踏まえたシステム改善を行いながら、順次、参加する自治体や医療機関を拡大し、自治体システムの標準化の取組の状況を踏まえ、全国展開をしていく。

【目的】データ化された母子保健情報を利用した妊婦/乳幼児健診を行い、業務フローや課題を整理すること

【実証で使用するデータ】実際の健診対象者の情報を使用

【対象業務】妊婦健診／乳幼児集団・個別健診



10. 介護DX(介護情報基盤)の動向

第2回医療DX推進本部（令和5年6月2日）資料2より

基本的な考え方

- 医療DXに関する施策の業務を担う主体を定め、その施策を推進することにより、①国民のさらなる健康増進、②切れ目なく質の高い医療等の効率的な提供、③医療機関等の業務効率化、④システム人材等の有効活用、⑤医療情報の二次利用の環境整備の5点の実現を目指していく
- サイバーセキュリティを確保しつつ、医療DXを実現し、保健・医療・介護の情報を有効に活用していくことにより、より良質な医療やケアを受けることを可能にし、国民一人一人が安心して、健康で豊かな生活を送れるようになる

全国医療情報プラットフォームの構築

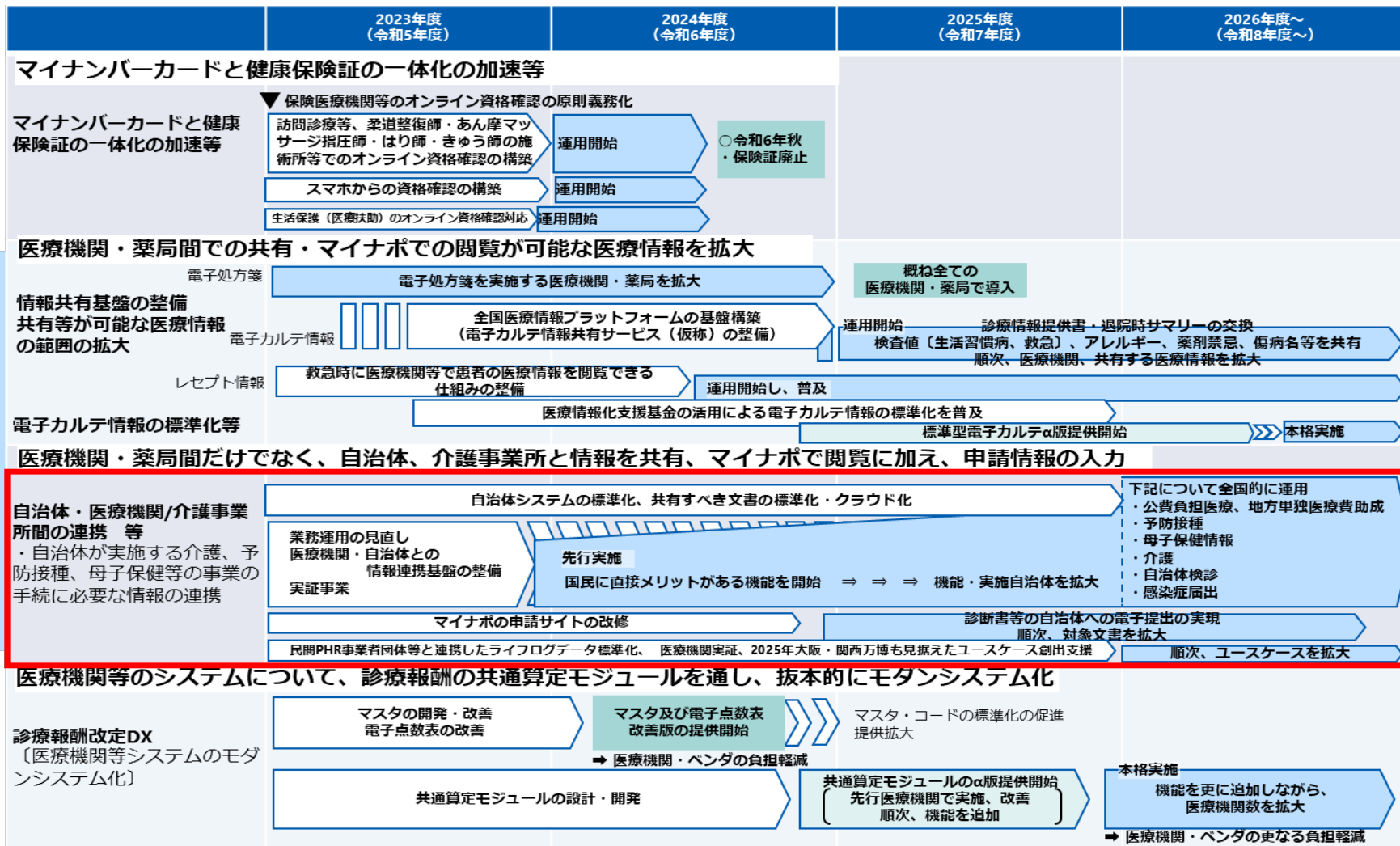
- オンライン資格確認等システムを拡充し、全国医療情報プラットフォームを構築
- 2024年度中の電子処方箋の普及に努めるとともに、電子カルテ情報共有サービス（仮称）を構築し、共有する情報を拡大
- 併せて、介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係るマイナンバーカードを利用した情報連携を実現するとともに、次の感染症危機にも対応
- 2024年度中に、自治体の実施事業に係る手続きの際に必要な診断書等について、電子による提出を実現
- 民間PHR事業者団体やアカデミアと連携したライフログデータの標準化や流通基盤の構築等を通じ、ユースケースの創出支援
- 全国医療情報プラットフォームにおいて共有される医療情報の二次利用について、そのデータ提供の方針、信頼性確保のあり方、連結の方法、審査の体制、法制上あり得る課題等の論点について整理し検討するため、2023年度中に検討体制を構築

1

10. 介護DX(介護情報基盤)の動向

第2回医療DX推進本部（令和5年6月2日）資料2より

全国医療情報プラットフォームの構築



10. 介護DX(介護情報基盤)の動向

第2回医療DX推進本部（令和5年6月2日）資料2より

デジタル社会の実現に向けた重点計画（2023年6月9日 閣議決

③ 医療・介護・子育て支援における助成券、診察券などとの一体化

自治体による子どもの医療費助成制度や診察券のマイナンバーカード化など、マイナンバーカード一枚で受診できる環境整備を進める。介護保険証等、介護分野の各種証明をマイナンバーカードで行えるよう、医療DXの推進に関する工程表に基づき取組を進める。

出所) デジタル社会の実現に向けた重点計画本文

医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日 医療DX推進本部決定）

②自治体、介護事業所等とも、必要な情報を安全に共有できる仕組みの構築

医療や介護などのサービスの提供に関し、患者、自治体、医療機関、介護事業所等で紙の書類のやりとりがされており、患者にとって書類、手帳を持ち運ぶ手間となっているだけでなく、各機関において都度入力する必要があり、また各機関での情報の共有に限界がある。

こうした業務フローを見直し、関係機関や行政機関等の間で必要な情報を安全に交換できる情報連携の仕組みを整備し、自治体システムの標準化の取組と連動しながら、介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係る情報を共有していく。また、個人が行政手続きに必要な情報を入力しオンラインで申請ができる機能をマイナポータルに追加し、医療や介護などの手続きをオンラインで完結させる。

このうち、**介護情報については、2023年度中に共有すべき情報の検討や、業務の要件定義、システム方式の検討や自治体における業務フローの見直しを行い、2024年度からシステム開発を行った上で希望する自治体において先行実施し、2026年度から、自治体システムの標準化の取組の状況を踏まえ、全国実施をしていく。**

出所) 医療DX推進本部 医療DXの推進に関する工程表

10. 介護DX(介護情報基盤)の動向

出所) 第217回社会保障審議会介護給付費分科会【資料1】介護分野の最近の動向より

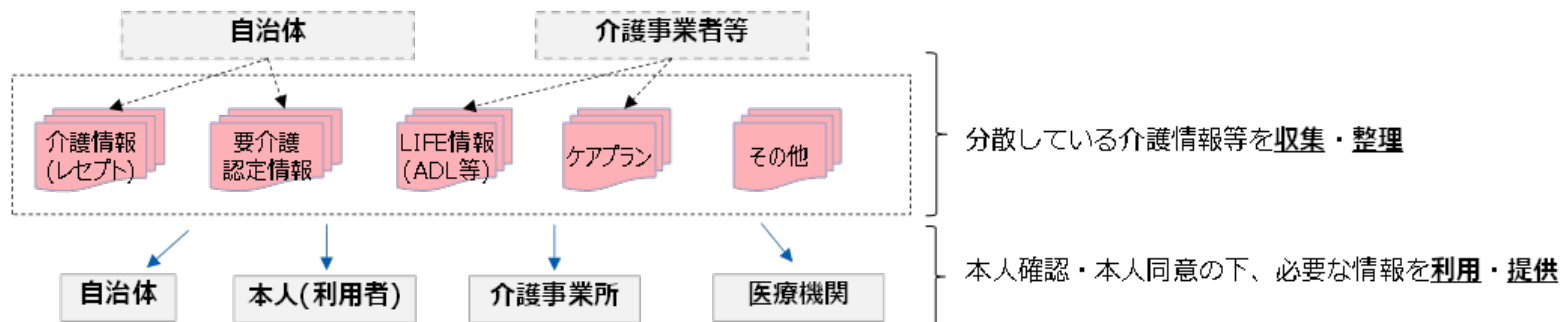
改正の趣旨

- 現在、利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散している。今般、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、**自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備する。**
- 具体的には、自治体、利用者、介護事業所・医療機関について、以下のような効果が期待される。
 - ✓ 自治体：利用者が受けている自立支援・重度化防止の取組の状況等を把握し、地域の実情に応じた介護保険事業の運営に活用。
 - ✓ 利用者：利用者が自身の介護情報を閲覧できることで、自身の自立支援・重度化防止の取組の推進に繋がる。
 - ✓ 介護事業者・医療機関：本人同意の下、介護情報等を適切に活用することで、利用者に提供する介護・医療サービスの質を向上。
※ さらに、紙でのやり取りが減り、事務負担が軽減される効果も期待される。
- こうした情報基盤の整備を、保険者である市町村が実施主体であり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援事業に位置付ける。

改正の概要・施行期日

- 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を**地域支援事業として位置付ける。**
- 市町村は、当該事業について、**医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託**できることとする。
- 施行期日：公布後4年以内の政令で定める日

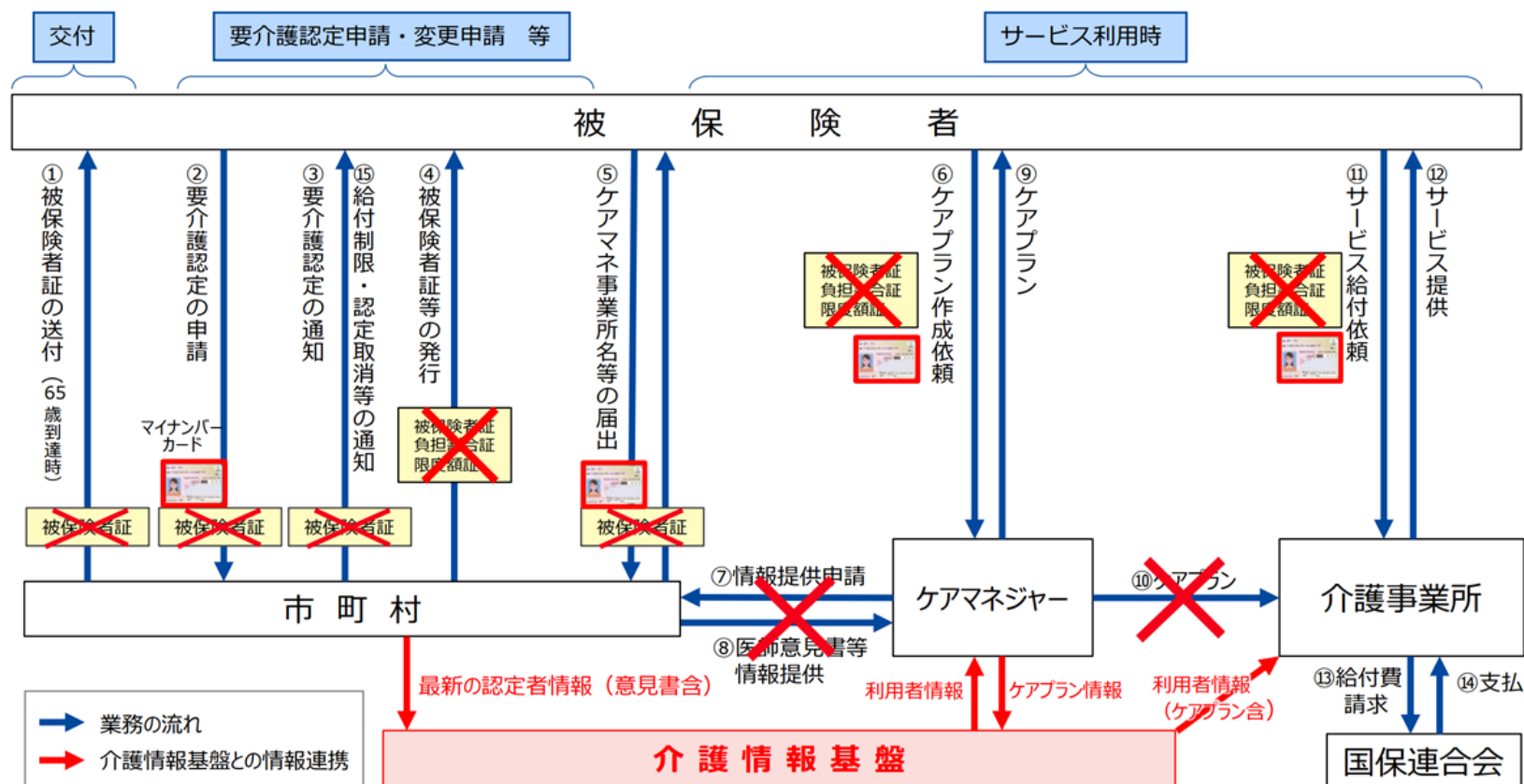
＜事業のイメージ＞ ※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。



10. 介護DX(介護情報基盤)の動向

出所) 第106回社会保障審議会介護保険部会 資料2 介護保険被保険者証についてより

- マイナンバーカードの活用により必要な情報を利用者に関する介護情報を電子的に閲覧できる仕組み（情報基盤）から取得可能とすることにより、電子的に資格確認することで業務を効率化することを目的とし、利用者が必要なサービスを受けられることを構想する。



**市町村システムはガバメントクラウドへの移行が
2025年末（令和8年3月末）までとなっています。**

**そのスケジュールに併せて、PMHを用いた連携として
予防接種、母子保健、介護保険、公費の対応が
医療DX・介護DXとして市町村に求められています。**

**新たな国民基盤である
「公共サービスメッシュ」の構築
等も着々と検討が進められています。
（2028年本格稼働予定）
引き続き、この分野の動向に注視をお願いします !!**



健康で豊かな国民生活を保健医療福祉情報システムが支えます

ご清聴ありがとうございました